

大阪市水道事業管理規程第5号

大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別休暇） 第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする [(1)・(2) 略] (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により臨時的任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 <u>7日（任用の期間の満了後に引き続き臨時的任用職員として採用された職員（第9号、第9号の2、第11号から第12号の2まで及び第13号の2から第15号までにおいて「継続採用職員」という。）が当該満了した任用の期間（以下この号、第9号、第9号の2、第11号から第12号の2まで及び第13号の2から第15号までにおいて「満了任用期間」という。）中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合にあっては、当該満了任用期間に引き続く任用の期間（第9号、第9号の2、第11号から第12号の2まで及び第13号の2から第15</u>	（特別休暇） 第8条 [同左] [(1)・(2) 同左] (3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により臨時的任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 <u>7日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間

号までにおいて「継続任用期間」という。）については、7日から当該満了任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

〔(4)～(8) 略〕

(9) 妊娠中の臨時的任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき14日（継続採用職員が満了任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、当該妊娠について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当することとなるときにあっては、14日から当該満了任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

(9の2) 臨時的任用職員が不妊治療に係る通院等（局長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（当該通院等が体外受精その他の局長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日。以下この号において同じ。）（継続採用職員が満了任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、当該通院等について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当することとなるときにあっては、5日から当該満了任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を

〔(4)～(8) 同左〕

(9) 妊娠中の臨時的任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき7日を超えない範囲内で必要と認める期間

(9の2) 臨時的任用職員が不妊治療に係る通院等（局長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（当該通院等が体外受精その他の局長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間

超えない範囲内で必要と認める期間

〔10〕 略〕

(11) 臨時的任用職員が結婚する場合又は臨時的任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として局長が定める関係を有することとなる場合 5 日（継続採用職員が満了任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合にあっては、継続任用期間については、5 日から当該満了任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）

(12) 忌引の場合 別表第 2 に定める 期間（継続採用職員が満了任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合にあっては、継続任用期間については、同表に定める期間から同表に定める期間のうち当該満了任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した期間）

(12の2) 臨時的任用職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として局長が定める関係にある者をいう。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 局長が定める期間につき 2 日（継続採用職員が満了任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用

〔10〕 同左〕

(11) 臨時的任用職員が結婚する場合又は臨時的任用職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として局長が定める関係を有することとなる場合 5 日

(12) 忌引の場合 別表第 2 に定める 期間

(12の2) 臨時的任用職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は当該職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として局長が定める関係にある者をいう。以下同じ。）の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 局長が定める期間につき 2 日

した場合にあっては、継続任用期間について、2日から当該満了任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数)

〔13〕 略〕

(13の2) 臨時的任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する臨時的任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達する日までの間につき5日（継続採用職員が満了任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、当該特別休暇に係る養育について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当することとなる時にあっては、5日から当該満了任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

(14) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして局長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定

〔13〕 同左〕

(13の2) 臨時的任用職員の配偶者等が分べんする場合において、その分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する臨時的任用職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 分べん予定日の24週間前の日からその分べんに係る子が1歳に達する日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

(14) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する臨時的任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして局長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認

による学校の休業その他これに準ずるものとして局長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち局長が定めるものへの参加をすることをいう。以下この号において同じ。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日。以下この号において同じ。）
（継続採用職員が満了任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、その養育する中学校就学の始期に達するまでの子の看護等について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当することとなるときにあっては、5 日から満了任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数）を超えない範囲内で必要と認める期間

- (15) 就業規程第12条第1項第11号の4に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の局長が定める世話を行う臨時的任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日。以下この号において同じ。）
（継続採用職員が満了任用期間中にこの号の規定による特別休暇を使用した場合において、当該特別休暇に係る世話について継続任用期間においてこの号に掲げる場合に該当すること

められる場合 5 日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間

- (15) 就業規程第12条第1項第11号の4に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護その他の局長が定める世話を行う臨時的任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）を超えない範囲内で必要と認める期間

<u>となるときにあっては、5日から当該満了任用期間が満了した時点において使用された当該特別休暇の日数を控除した日数)</u>を超えない範囲内で必要と認める期間 〔(16)～(18) 略〕 2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項第6号の3、第9号の2、第12号の2及び第13号の2から第15号までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、第6条第2項ただし書中「半日（当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で局長が定める時間数をいう。）又は1時間」とあるのは「1時間」と、<u>前項第9号の2、第12号の2及び第13号の2から第15号までの規定中「日数」とあるのは「日数又は時間数」読み替えるものとする。</u>	〔(16)～(18) 同左〕 2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項第6号の3、第9号の2、第12号の2及び第13号の2から第15号までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、第6条第2項ただし書中「半日（当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で局長が定める時間数をいう。）又は1時間」とあるのは「1時間」と<u>読み替えるものとする。</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規程による改正後の大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第8条第1項第9号及び第14号（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による特別休暇の請求及び承認その他の行為は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の規程第8条第1項第9号及び第14号並びに第12条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に使用されたこの規程による改正前の大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第8条第1項第9号の規定による特

別休暇であって、同一の妊娠について改正後の規程第8条第1項第9号に掲げる場合に該当することとなるものについては、同号の規定による特別休暇として既に使用されたものとみなす。

- 4 施行日前に使用された改正前の規程第8条第1項第14号の規定による特別休暇であって、改正後の規程第8条第1項第14号に規定する看護等について同号に掲げる場合に該当することとなるものについては、同号の規定による特別休暇として既に使用されたものとみなす。